

石川県水産振興協議会規程

(設置)

第1条 石川県における水産資源の回復、増大及び経済的有効利用を推進し、もって沿岸漁業及び漁村地域の振興等を図るため次の重要事項について調査、審議するため、石川県水産振興協議会（以下「県協議会」という。）を置く。

- (1) 水産動植物の種苗生産、放流及び育成に関する事項。
- (2) 漁業就業者の確保育成に関する事項。
- (3) 漁業士の認定に関する事項。
- (4) 地域水産振興ビジョンに関する事項。
- (5) 水産基盤整備事業に関する事項。
- (6) 水域環境の保全に関する事項。
- (7) その他水産振興に関する事項。

(委員)

第2条 県協議会は、委員15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 漁業協同組合、同連合会その他漁業団体の役職員
- (2) 市町の長又は職員
- (3) 漁村の青壮年及び女性団体又は中核的漁業者組織の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各4号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者。

3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

5 知事は、その委嘱した委員が次ぎのいずれかに該当するときその他委員たるに適しないと認められるときは、その委員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障その他の事由により委員としての職務の執行ができないと認められるとき。
- (2) 第6条に定める職務上の義務違反があるとき。

(部会)

第3条 県協議会に、必要な検討を行うために部会を設けることができる。

(会長)

第4条 県協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、会長は、県協議会を代表し会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 県協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選及び指名されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にとともに事故があるときの会議は、石川県農林水産部長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員の遵守義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様である。

2 委員は、その地位を利用して政治活動、営利活動又は宗教活動を行ってはならない。

- 3 委員は、県協議会の会議においては、会長の指示に従い、議事の円滑な進行に協力しなければならない。

(事務局)

第7条 県協議会の事務局は、石川県農林水産部水産課に置く。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は、会長が県協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年12月6日から施行する。
- 2 石川県栽培漁業推進協議会規程、漁業就業者確保育成連絡協議会規程、地域水産振興ビジョン推進協議会規程、石川県沿岸漁業構造改善協議会規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 石川県水域環境改善協議会規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年9月6日から施行する。
- 2 石川県漁業士認定委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月3日から施行する。